

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年10月2日
【会社名】	澁谷工業株式会社
【英訳名】	SHIBUYA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澁谷 英利
【本店の所在の場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076)262-1201(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長経本部長 河村 孝志
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076)262-1201(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長経本部長 河村 孝志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【提出理由】

2023年9月27日開催の当社第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年9月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき40円

総額1,106,683,040円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

委任型執行役員制度を導入したことから、取締役を減員することに伴い、取締役の員数を28名以内から7名以内に変更を行う。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として澁谷英利、毛利克己、本多宗隆、河村孝志、玉井政利、近藤徳之の6氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として安宅建樹、竹橋剛の両氏を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を、月額100百万円以内（うち社外取締役の報酬の額は月額3百万円以内）から、月額30百万円以内（うち社外取締役の報酬の額は月額3百万円以内）に改定する。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって取締役を退任した澁谷光利、久保尚義、中俊明、吉道義明、北村博、西納幸伸、西田正清、二木彰徳、高本崇弘、太田正人、中西真二、宮前和浩および任期満了により監査役を退任する鈴木由郎の各氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

なお、監査役を退任する鈴木由郎氏については、過去に取締役を退任し監査役に就任する際に未支給であった取締役在任期間に対する退職慰労金を支払うものであり、監査役在任期間に対する退職慰労金の支給はない。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	246,263	101	0	99.04%	可決
第2号議案 定款一部変更の件	245,908	456	0	98.90%	可決
第3号議案 取締役6名選任の件					
澁谷 英利	196,111	50,252	0	78.87%	可決
毛利 克己	243,243	3,120	0	97.82%	可決
本多 宗隆	243,942	2,422	0	98.11%	可決
河村 孝志	243,856	2,507	0	98.07%	可決
玉井 政利	204,961	41,399	0	82.43%	可決
近藤 徳之	244,490	1,874	0	98.33%	可決
第4号議案 監査役2名選任の件					
安宅 建樹	219,574	26,785	0	88.31%	可決
竹橋 剛	241,732	4,632	0	97.22%	可決
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	246,200	97	67	99.01%	可決
第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	195,860	50,499	0	78.77%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案、第5号議案および第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会に当日出席した株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上